

株式会社メディウムジャパン テレビカード利用約款

第1条（約款の趣旨）

株式会社メディウムジャパン（以下「当社」という。）は、テレビカード（以下「カード」という。）を、この約款に基づいて取扱うものとし、カードの所持者（以下「ご利用者」という。）は、この約款の内容を承諾し、お取引をしていただきます。

第2条（定義）

1. カードとは、当社がこの約款に基づき発行する取引代金の支払いに利用することが可能な電子情報記録式の証票のこと。本証票に記録される情報は利用可能残高についての電子情報であって、この約款に基づき当社契約先の指定する商品またはサービスについて、券面記載の範囲内で取引代金の支払いに利用することができるもの。
2. 利用可能残高とは、カードに入力されている利用可能ポイント。
なお、利用可能金額と表記される場合があります。
3. 精算機とは、カード内の一部を現金へ払戻しできる機器。
4. 契約先とは、当社が定める手続きによりカード取引の契約を締結している店舗を言う。
自動販売機・テレビシステム・ランドリーシステム等の機器
5. ご利用者とは、カードを保有する方。

第2条（カードの利用範囲）

1. ご利用者は、カードを購入した施設内に設置してある、当社および当社契約先の指定する商品またはサービスについて、券面記載の範囲内でご利用いただけます。
ただし、当社または当社契約先がカードの利用ができないものとして指定したサービス等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
2. カードは、購入した施設内に設置されている当社指定のカードリーダーでのみ、ご利用できます。ほかの施設でのご利用はできません。

第3条（ご利用可能残高の有効期限）

当社契約先とカード取引契約終了が発生しない限り、カードの利用可能残高の有効期限はカード発行日より無期限とする。

第4条（カードが利用できない場合）

次の場合にはカードをご利用いただくことはできません。

1. カードが偽造または変造されたものである場合。

2. ご利用者が違法に取得、あるいは違法に取得されたものと知りながらカードを利用する場合。
3. カードに記録された磁気データが破損した場合。
4. 破損したカードの場合。
5. カードリーダーが故障した場合、または停電等によりカードリーダーが利用可能残高を読取るできない場合。
6. カードを購入した施設が、カードの使用を禁止、あるいは制限した場合。

第5条（カードの再交付をする場合）

1. カードリーダーでカードのご利用可能残高の読取りができず、カードに記録された磁気データの異常が故意になされたものでない場合は、当社の指定する方法でカードの再交付を受けることができます。
2. 前項の取扱いに際し、カードのご利用可能残高は電磁記録により確認します。
3. 前項により確認したカードが未使用でないときは、第7条の規定にかかわらずカードの交付に代えて現金で返還することがあります。

第6条（カードの再交付をしない場合）

次の場合には、カードを再交付することができません。

1. カードを紛失、または盗難された場合。
2. カードに記録された磁気データを故意に破損させた場合。

第7条（資金決済法第20条第2項、府令第42条第1項第3号 カード残度数の払戻し）

カードは原則払戻しを行うことはできません。但し、当社都合でカードの取扱業務を終了した場合、カードの所有者が医療介護施設を退院/退所する場合、その他、所有者の止むを得ない事情（日本国からの出国など）に応じ、カード利用残高の払戻しを行います。

1. カードを購入した施設内にカード専用精算機を設置しますので、当社規定の利用単位で、払戻しをいたします。なお、契約先により払戻し手数料がかかる場合があります。
2. ご利用者の事情によらずカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めに関わらず、ご利用者は当社にカードをご提出いただくことにより、利用可能残高相当分の金額の払戻しを受けることができます。

第8条（カードの取扱い終了等）

1. 当社の都合等、その他の事由によりカードの取扱いを終了することがあり、この場合、当社のご利用者に対してカード取引先での掲示、その他当社所定の方法で事前に告知するものとします。
2. ご利用者は前項の告知に基づき、払戻し手続を行うものとします。なお、当社は告知において法定の60日以上の一定の払戻し期間を設けることとしますが、その期間経過後は払戻しの対応はいたしません。
3. 前項における払戻し金額は、カード裏面に記録されている利用残高とします。
4. 払戻しの為の日数や払戻し方法などについては、その事態となったときに本条1項の告知文または第11条のお問い合わせ窓口でご確認ください。

第9条（換金の原則禁止）

カードは現金との引換はできません。

第 10 条（約款の変更）

カードの取り扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間を
おいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

第 11 条（お問い合わせ窓口）

当社カードのお問い合わせ窓口は以下の通りです。

発行元：株式会社メディウムジャパン

お問合せ先：株式会社メディウムジャパン コールセンター

〒460-0007愛知県名古屋市中区新栄一丁目4番14号

フリーダイヤル 0120-89-8778

附則

この約款は、初版 2016年1月28日

改定 2022年5月01日から適用されます。

株式会社メディウムジャパン

愛知県名古屋市中区新栄一丁目4番14号

フリーダイヤル 0120-89-8778